

平成26年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月10日(一般質問)

平成26年 第1回 定例会 会議録

日時 平成26年3月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	郡嶋 正弘	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	村嶋 茂則	会 計 課 長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	城戸 安行	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	主 事	高濱 守央
-----	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） おはようございます。議席番号11番、後藤でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

血液検査で胃がんのリスク削減を。

全国で胃がんは毎年11万人が発症し、年間5万人が死亡しています。一向に減りません。近年、ヘリコバクター・ピロリ菌が胃がんを引き起こす要因であると、ピロリ菌と胃がんとの関係が解明され、期待が高まっております。自治体の中では、これまでの検査方法、バリウムを飲んでのレントゲン検査方法から採血による検査を実施しているところも出てきております。これは1滴の採血検査で胃がん発生の主な原因とされるヘリコバクター・ピロリ菌感染の有無と胃粘膜の萎縮度、血清ペプチノゲン値がわかる簡単な検査方法で、食事の制限もなく、誤嚥もなく、誰でも受けやすい検査です。

血液検査の結果では、陰性、陽性の組み合わせによって胃がん発生のリスクをAからDまでの4段階で判定します。BからDの判定が出た場合は内視鏡による精密検査やピロリ菌の除菌治療などを促し、胃がんなどの予防や早期発見、治療につながります。つまり、がん発生率を大きく低下させることができます。胃がんだけでな

く、胃潰瘍などピロリ菌関連疾患も抑制できます。血液検査の費用は平均2,000円ほどかかりますが、全額補助の自治体や1,500円自己負担のところ、またオプション検査で全額自己負担などで実施している自治体などさまざまです。また、対象年齢を年度ごとに区切って実施しているところもあります。

当町での胃がん検診は、バリウムを飲むレントゲン検査の方法をとっています。私も健康診断を受けておりますが、胃がん検診だけは受診できないでおります。その理由は、「食事制限、誤嚥、レントゲン検査、これがまた大変で、バリウムを飲んでぐるぐる振り回され、しっかりつかまっていなければ振り落とされそうで、握力が弱ければ大変です」といろんな方から聞くものですから、どうしても受診できないでおります。勇気が要ります。偏った判断かもしれませんが、胃がんの検診率の低さは、そこに原因があるように思えます。

国においては、24年から28年度とするがん対策推進基本計画の見直しが行われています。この中で、がん検診の項目では、都道府県は市町村が科学的根拠に基づいたがん検診を実施するよう引き続き助言を行い、市町村はこれを実施するよう努めるとされています。ややこしい言い回しですが、要するに現状では、胃がんリスク検査については、国は推奨しておりません。

私は、24年3月定例会において同じ質問をさせていただきました折、町長の答弁でも、国の指針に基づいて行っていくとの答弁でした。国は医療費の削減や医療費の適正化などを言う割には指針を変えようとはしません。私は国の考えが理解できません。ピロリ菌除菌が保険適用となった昨今において、ピロリ菌の早期発見のための検査も指針に盛り込むべき課題と考えます。ゆえに、国の動向を待つのではなく、早急に総合健診でピロリ菌リスク検査を導入すべきではと思いますが、町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

今後、保険事業の運営も今以上に厳しい環境になります。井戸水を飲んでいた我々世代は、高齢化とともに一段と胃がんのリスクが高まっていくと言われております。胃がんの早期発見、早期治療につながることは、長期的に考えると、町の医療費削減や医療費の適正化に効果が期待できるものと思いますが、いかがですか。

次に、障がい児者の相談窓口の設置について質問いたします。

障害児を持つ親御さんから、障害児者の相談窓口を設置してほしいとの御相談を受けました。県内の状況はと調べましたら、篠栗町と幾つかの自治体が未設置でした。そこで、窓口の設置を求め、質問させていただきます。

障害児を持つ親御さんは、生涯にわたって宿命と向き合って生きていかなければ

ならないのに、いつも明るく、前向きに日々を送ってあります。かえって私たちのほうが元気をいただいているありさまです。町や地域の方々の御支援がとてもありがたいと言ってありました。

ところで、障害者の自立支援法も普遍的ではないので、政策、条例が改正されたとき、新規事業として導入されたことなどの情報は周りから完全に伝わってくるとは言えない。知らなかったということもある。知りたい、聞きたい、教えてと言ってありました。

障害児者が、あるいは親御さんが知りたいこと、困ったこと、支援策などを相談でき、情報発信の窓口があるとどんなに心強いでしょうか。希望を持って安心して生活していただくためにも相談窓口を設置すべきと思いますが、町長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 済みません、会場の皆さん、マイクが入っていますか。聞こえますか。

それでは、ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） まず、答弁に入ります前に、あす3月11日は、東日本大震災の発生から3年となります。昨日もいろいろな報道番組で特集があっておりましたが、まだまだ被災地の復興状況は4割程度であり、特に福島県での復興は足踏み状況とのことであります。早期の復興を祈るとともに、私たち全国民が復興に向けて、いま一度、何ができるかを考え、行動しなければならないとっております。あすは記憶を薄れさせないための大事な日にしなければならないと考えております。

さて、後藤議員のまず1番目、「血液検査で胃がんのリスク削減を」についてお答えいたします。

日本は、世界でも胃がんの発症頻度が高い国で、毎年多くの方が胃がんで亡くなっておられるのは議員がおっしゃるとおりでございます。この胃がんに関連があるとされる「ヘリコバクター・ピロリ菌」は、アンモニアを産出して、酸性度の強い胃の中でも生息できる菌で、胃に慢性感染し、慢性胃炎や胃潰瘍の原因となるばかりでなく、胃がんの原因にもかかわりがあるとされています。特に40歳以上の70%が感染し、比較的若い方には少ないと言われております。現在、国としましては、今のところ、ヘリコバクター・ピロリ菌抗体法、通称ピロリ菌検査は、死亡率減少効果を示すエビデンスが不十分であるため、対策型健診としては勧められない

とされています。

今回御質問のピロリ菌検査を総合健診の際に取り入れることにつきましては、後藤議員が、平成24年第1回及び平成25年第1回定例会で御質問されたときに答弁いたしましたとおり、現在もピロリ菌検査は胃がん発生のリスクを知るという目的では有効ですが、胃がん検診にかわるものではないという国の方針に沿って私もそう考えているところでございます。

これまでピロリ菌検査の健康保険適用については、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気にのみ適用されていましたが、平成25年2月21日から「慢性胃炎」も健康保険対象に加わりました。このような国の状況も踏まえながら、現在新たに導入されている自治体もふえてきていることは確かでございます。県内では七つの市町が集団検診・個別検診として実施しております。

本町におきましても、ピロリ菌検査に関心をお持ちの方からお話をお聞きする中で、その必要性を感じているところでございます。糟屋地区内ではいまだ実施している市町はございませんが、市町長協議会の中で協議し、近隣市町と足並みをそろえて、助成を視野に入れて取り組んでまいります。

現在、情報を収集しているところでございますので、よろしく願いいたします。

2番目の障がい児者の相談窓口設置をについてお答えいたします。

篠栗町では、障害児者に対する相談支援事業として、身体及び知的障害関係につきましては、粕屋中南部6町で「久山療育園」に、精神障害関係につきましては、南部3町及び粕屋町の計5町で宇美町の「かけはし」に、委託により実施しております。相談は無料で、どのようなことでも気軽に相談することができます。また、尾仲にあるさくら保育園でも、児童の療育支援に関する相談を受けられるようになっております。

健康課でも各種相談は承っており、専門性が高い相談につきましては、必要に応じてそうした事業所の案内を行っているところでございます。

各相談支援事業所の紹介は、健康課窓口や電話による案内及び障害者手帳を取得されたときに配付しておりますしおり等にも記載しております。また、篠栗町民生委員会や医師・歯科医師会との連絡協議会等でも行っております。障害児者の支援や情報提供のためには相談窓口が重要なことは十分認識をしております。篠栗町において障害児者が少しでも住みやすいと感じていただけるよう、今後も支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 議員、再質問ございますか。

それでは、まず第1問からいきます。

どうぞ。

○11番（後藤百合子君） 町長の答弁の中で、粕屋地区内ではいまだ実施している市町村はございませんので、市町村会議の中でとかいうふうなお話がここに今、お聞きしたんですけれども、もちろん今そうです。国においてもまだそうです。しかし、やっぱりピロリ菌との関連性が明確になった以上、いろんな自治体から、少しずつここに例を挙げておりますけど、取り入れているところはあります。

我が町も医療費に関してすごい赤字というか、だんだん医療費が膨らんでくる昨今において、これからも、もっと私たち世代は年をとっていくわけですけれども、こういった人たちが、結構、胃がんにかかる率が高いんですよ。だから、これは本当に待ったなしの対策を進めていただきたいと思います。

それで、ここで受診率については質問してはおりませんが、今、我が町での胃がんの受診率は11%。本当に低いんですけど、じゃあどうしたら胃がんの受診率がふえるのかという質問はここで問うておりませんが、本当は私たちもがん検診を受けたいんです。私みたいに気が弱い人は、やっぱり怖いんです。勇気が要ります。もっと楽に検診が受けられたら本当に受診率は向上すると思います。

総合健診では、たしか2本だったと思うんですけど、2本の血液をとります。ただ、もう1本、血液を抜いていただければそれで検査ができるものと思っておりますが、これに私、期待しているんですけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） 今、再度、御質問がございましたが、私も今お話のようなことから、血液検査による胃がんの早期発見が可能である検診ということであれば、積極的に進めていく方向で市町長協議会の中でも話してまいりたいと思います。足並みをそろえるというのは今までの私どもの前提で進めておりましたものですから、これについては各市町長方との協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 再々質問ございますか。

○11番（後藤百合子君） ございません。

○議長（今泉正敏君） 終わられますか。

○11番（後藤百合子君） はい。

○議長（今泉正敏君） そうですか。

○11番（後藤百合子君） 2問目が。

○議長（今泉正敏君） 1問目を終わりましたね。

○11番（後藤百合子君） はい。

○議長（今泉正敏君） じゃあ2問目の再質問ございますか。

○11番（後藤百合子君） はい。

○議長（今泉正敏君） どうぞ。

○11番（後藤百合子君） 障がい児者の相談窓口の設置をということで質問しましたが、町長の回答では、いろんなところでやっているということで安心しましたが、じゃあ県のほうのこれに関しての資料が、篠栗町とあと二、三カ所まだ実施してないという空白になっておりましたが、そこは町長、県のほうにお届けされたほうがいいと思います。私もそこを見て質問しておりますので、どうぞそのところをお願いしたいと思います。

ただ、障害者の相談窓口というのは、包括支援サービスの中でうたってあるんじゃないでしょうかね。従来からこのような障害児者の相談窓口というのはあったと思います。だけど自治体において包括支援サービスというのは各自治体任せになっておりますので、我が町での障害者の相談窓口が、今、久山療育園とか通ってあるところの方はいいんですけど、ここに通ってない障害者も支援学級というか、そういう学習障害とか、いろんな形の方が、まだ障害児と名のつかない方たちもいらっしゃるんで、ぜひそういった方たちのために窓口を設置していただきたいと思います。

以上です。要望で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位2番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） おはようございます。議席番号4番、横山でございます。税の徴収並びに滞納者への対応に関し、3点ほどお伺いいたします。

町財政の健全運営に税徴収率の向上が重要であることは言うまでもありません。納税成績優良市町村表彰式において篠栗町が平成24年度の町県民税徴収率優良団体として県知事表彰を受けたことが3月の広報紙に掲載されておりましたが、近年、町の税徴収率が上昇傾向にあることは大変喜ばしいことであると思っております。ただ、その反面、納税者から税徴収方法に対する不満の声がふえてきているのも紛れもない事実であります。私のところに届いております町に対する不満や怒りの声も確実にふえてきておりますが、まずはその中から二つの事例を取り上げ、お話をいたします。そして、その後に具体的な質問に入らせていただきます。

最初の事例についてお話をいたします。

昨年12月、私宛ての手紙が役場に設置されております提案箱に投函されたものを議会事務局長から受け取りました。封書に差出人の名前が記載されていませんでしたので、恐らくたわいもない内容だろうと思っておりましたが、予想に反し、封を切って手紙を見ますと、差出人の住所と名前がしっかりと書き記されておりました。後日、手紙の主を訪ねたとき、本人は名前を言ってもらっても構わないとのことでしたが、ここで実名を申し上げることは差し控えたいと思います。恐らくほとんどの議員の皆さんが御存じの方であります。

話の都合上、この方を今後A氏と呼ばさせていただきますが、当然、私もA氏を存じ上げています。しかし、今回のように自分の本音をつづった手紙をいただくほど親しい間柄ではありませんでした。ですから、手紙を受け取った私自身、びっくりしたような次第であります。

A氏には、過去において町として用地の相談をさせていただき、快く協力していただいた経緯があります。現在、A氏は幾つものビルを所有され、固定資産税だけでも年間500万円以上納付していただいているようであります。ただ、アパート、マンション等の経営は収入が一定しないため、数カ月ほど税の納付を待ってもらっていたことも過去にあったようです。どのような理由があっても、納期内に納付しなければ滞納と言われても仕方ないことかもしれませんが、当時の担当職員の方は事情を理解してくれて、おかげで随分と助けられたとのことでした。無論、納付が数カ月おくれたとしても税金は間違いなく納付されております。しかし、今はそのような事情は一切考慮してもらえず、規則からですからの一言で片づけられたと憤慨されておりました。

関係書類を見ますと、平成25年度における町民税の2期及び固定資産税の2期分が未納となっていることから、平成25年11月14日付でA氏宛てに差し押さえ徴収が送付され、差し押さえ債権目録としてA氏が子供さんのためにかけてある生命保険の支払い請求権を差し押さえる旨の別紙の添付がありました。当然、この差し押さえ徴収は契約先にも送付されるわけですが、この保険契約先が金融も扱っている団体であったため、A氏は同時期に進めていた新たな事業の融資が破断となったと聞いております。

A氏が言われるには、確かに滞納していた自分が悪いことは重々承知していますが、今まで猶予していただいたことが、なぜ担当者がかわっただけで差し押さえ調書を送りつけられ、しかも未納額の半分足らずの生命保険を差し押さえようとされ

たのかわかりません。税金を真面目に納付しようと努力している者にこのような嫌がらせをする町には、「今後一切協力はできない」と、激しい口調で話されていたことをお伝えしておきます。

次は主に年金で生活されている高齢者の女性の方から相談を受けた事例をお話いたします。この女性をB氏と呼ぶことにします。

昨年の暮れに相談を受けたわけですが、要約しますと、B氏は、固定資産税と国民健康保険税を以前から銀行口座からの引き落としにしていたにもかかわらず、「昨年の12月5日付で差し押さえ予告通知書が届いた」と、かなり興奮ぎみで話されました。書面を見ると、固定資産税の2期分は納付済みなのに、1期分が未納扱いとなっておりました。そのため固定資産税の3、4期分並びに国民健康保険税の5から8期分が繰り上げ徴収となり、それら全額を12月19日までに納付する旨が記されておりました。恐らく過去に督促状が届いていたと思われそうですが、本人にしてみれば、間違いなく納付していると信じてあるわけですから、これは町が間違っていると取り合わなかったのではないかと推測しております。

早速、口座振替に使用されている通帳を確認しました。確かに5月31日に引き落とされるべき1期分が引き落とされていませんでした。なぜそのようなことが起きたかと申しますと、B氏はシルバードルを担保に自動融資を利用されていましたが、この方法では定期預金額の90%までしか自動融資ができません。そのことは本人も御承知だったと思いますが、今までに一度も残高不足の経験がなかったため、そのことに思いが至らなかったようであります。私の説明をB氏はすぐに理解され、年明けには納付されたようであります。口座振替を利用されている納税者をすぐに把握できるシステムをもっと有効に利用できないものだろうかとは私と考えております。その点については後ほど税務課長に詳しくお尋ねしたいと思っておりますが、まずは町長に次の2項目についてお聞きいたします。

1 項目目でございます。

最近、税徴収の基本的方針が変更され、今までより厳しいものになっているようです。先ほどのA氏の発言にあったように、担当者は法にのっとり対応しているだけだと主張されるかもしれませんが、納税者はそうは受け取らないと思います。今まで通用していたことが否定されたり、前任者は緩やかに対応してくれていたことがそうではなくなったりして、混乱を招いているようです。町の方針がより厳しく対応する方針に変更されたとしても、そのこと自体を問題にするつもりは毛頭ありません。ただ、私が申し上げたいのは、これは税の徴収に限らず、行政一般に言え

ることではありますが、大きな方針変更があった場合、そのことを納税者に周知徹底する必要があるということでもあります。町は納税者の混乱を防ぐため、どのようにして周知徹底を図ってこられたのか、説明をしてください。

次は税滞納者への対応についてお尋ねします。

税の滞納に関しては大筋のことは法律で定められておりますが、運用については、それぞれの自治体の裁量に負うところが大きいと考えます。当然、篠栗町にも詳細な基準がマニュアル化されていると思いますが、徴収率を効率よく上げるために、滞納額が大きい滞納者により厳しく当たっていると、町の対応に不信感を持つ滞納者もおられるようです。ですから、そのような不信感を払拭する意味でも、篠栗町にはしっかりとした基準があることをお示し願います。

そして、先ほど紹介いたしましたA氏に対する措置が町の基準に沿ったものであることを説明願います。

最後に、口座振替を利用しているにもかかわらず滞納者のレッテルを貼られるケースについて、現場の責任者である税務課長に説明を求めます。

通常、税の支払いを口座振替にしていれば滞納することはないと誰も思いがちですが、何らかの理由で金融機関が自動引き落としをしなかった場合や受け皿の町にミスがあった場合、あるいは先ほどのB氏のように、口座に支払うべき税額以上の残高がない場合、税は引き落とされず、結果的に滞納となってしまいます。しかし、たとえそのようなことが発生しても、督促状を送付するまでには納付期限切れから20日間あるわけですから、その間に引き落としができなかった原因を担当課は容易に把握できるかと思えます。ですから、金融機関に問い合わせ、残高不足が原因である場合、そのことを滞納者に文書や電話で連絡するなどの対応をとることにより、多くの場合、督促状を送ることなく気持ちよく納税していただくと考えております。

徴収担当職員は、うっかりミスで税が未納になった善良な納税者に滞納者のレッテルを張ることを極力さける努力をすべきだと考えますが、税務課長はどのようにお考えでしょうか。口座振替を選択された納税者の滞納についてどのような対応をされているのか、詳細な説明を求めます。また、今までの対応が不十分と思われるのであれば、今後どのように改善されるつもりなのか、見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問に対し答弁を求めます。

まず、三浦町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） それでは、横山議員の1番目と2番目の質問には私のほうから答弁いたします。

憲法第30条に、「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と記載されております。まず、私たち国民は、日本国憲法を遵守しなければならない。このことを申し上げた上で答弁してまいりますが、平成25年議会第3回定例会での議員の一般質問に答弁いたしました。そのときに議員必携を引用して次のように申し上げました。

「憲法第15条の②に「公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められているように、議員は、住民これ全体の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質というべきである。」、ここまで引用いたしました。この項には続きがございまして、「今日、地域社会は、激動する経済社会情勢の中で、日々進展し、変革しているから、議会も行政もこれに適格に対処しなければならない。そのためには、議員がただ単に、住民の声と心を代表して、代弁するだけの役割に終始するだけではなく、一步踏み出して常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声をくみ取りながら議論を重ねて調査研究を進め、住民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指して時には住民に訴え、時には住民を指導して、その実現に積極的に努力することが大事である。そして、前述の議会が持つ二つの使命、すなわち、「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の批判と監視」を、完全に達成できるよう議会の一員として懸命に努力することが議員の職責であろう。」と書いてあるわけでございます。以上を引用した上で御質問にお答えいたします。多少長くなりますが、お許しをいただきたいと思います。

日々、収納に当たって、血のにじむような努力をしております。税務課長以下職員が、自分たちの業務に対してご理解をいただけていないことに悔しさの余り血涙を流しながら、渾身の力を振り絞って答弁書をつくり、「町長、私たちの思いです。これを全部読んでいただきたい」と持ってきたものでございます。私もそのとおりに思いまして、それをそのまま引用して読んでまいります。

1番目の答弁でございますが、町長を御経験された横山議員ですので、おわかりになると思いますが、我々地方自治体は、毎年、その年の歳入と歳出を試算し、予算を作成いたします。この予算の中から、町は福祉、教育、防災、建設など多岐にわたる行政サービスを提供しております。

行政サービスを展開するに当たっては必ずお金が必要となります。このお金は歳

出予算という形で算出していきますが、安全確実な歳入があって初めて歳出を計上することができるわけでございます。歳入については、町独自の自主財源、国からもらえる依存財源がございます。地方自治の根幹でもある自主財源のほとんどが税収でございます。この税収が確実に確保されることにより、予算作成の大原則である明瞭性、安全性、厳密性が担保された予算ができ上がり、初めて行政サービスは展開していくのでございます。

地方税法第14条において、一般債権より優先して徴収する「地方税優先の原則」がうたわれ、国税徴収法第47条、地方税法第331条等により、徴収職員は督促状を発して10日を経過すると財産を差し押さえなければならない規定になっております。これは差し押さえすることができるという規定ではございません。しなければならないとの規定でございます。このことは行政の究極目標であります地域社会の福祉の実現のために租税の果たす役割が必要不可欠であり、その安定的税確保のため、法律を通じて徴収職員に義務づけられているのであります。

税法の適用に当たっては、法に基づき課税徴税を行う「租税法律主義の原則」と対等に担税力の公平な負担を配分する「公平負担の原則」という二つの理念を担保に成り立っております。大多数の納期内納付をしていただく方がいらっしゃる反面、一部の方だけに特別な扱いが許されるということが、果たして公平負担の原則に当てはまるのでしょうか。特別な扱いが「今まで通用してきたから」という理由でこれからも続けていくことが、果たして公平負担な税制が継続していただけるのでしょうか。この公平負担の原則があるからこそ、皆さん納期内に納付していただいているわけでございます。

横山議員は方針が厳しくなったと言われますが、厳しくなったということではありません。「延滞金はしっかりと納めていただく」、「正当な理由のない分納は認めない」、「今まで納期を過ぎても年度末に払っていたことを認めない」、納期内にしっかりと納めていただいている方々にとって当たり前のことをしっかりと改め、正常な状態に戻した、ただそれだけのことであります。

こういった方針の転換は、ここ最近に始まったことではありません。以前は誤った認識により、公平負担の原則に照らし、決して適切と言えるような取り扱いが行われていませんでした。当然、徴収率は年々低下し、10年ほど前から監査委員からの厳しい指摘と当時の職員の意識の改革により誤った認識での取り扱いを正してきておるわけでございます。その長い期間の過程で、そのことを納税者の皆様に伝え、理解をいただくよう努めてまいりました。

確かに、過去にこういった利益を受けてきた方々にとっては、方針が変われば不平不満は出ますし、窓口で大きな声で怒鳴られたりすることもあります。方針を転換させないためにしかるべき方に頼んで考えを改めさせると、脅迫されたことも担当課ではあるそうです。こういった要求を聞き入れることで一部の方からは、話のわかる役場の職員だとほめられるかもしれません。しかし、こういったことで以前の方針に戻すことは、大多数の納期内納税者の方々への裏切り行為にほかならないと考えております。当然、病気や災害等により納税が困難な方や、やむを得ない理由がある方などについては、十分な聞き取りを行った上で、納税の猶予緩和も取り入れております。

本町のスタンスは、公平負担の原則のもとに、「できることはできる」、「できないことはできない」という姿勢で、今後も納期内納付の推進を進めていきたいと考えております。

続きまして、2番目、徴税業務のマニュアル化についてお答えいたします。

税法の運用については、「租税法律主義」と「公平負担の原則」という二大理念により運用されております。この租税法律主義の原則に基づいて国税徴収法第47条、地方税法第331条等により、徴収職員は督促状を発して10日を経過すると財産を差し押さえなければならない規定になっております。その運用が自治体の裁量によって決められているという規定は全くございません。地方税法によって規定されていることは督促状を発して10日過ぎると「差し押さえをしなければならない規定」、病気、災害、事業の著しい損害等による「徴収の猶予」、差し押さえ財産の換価を行うことにより、著しく生活の維持を困難にするおそれがある場合の「換価の猶予」、差し押さえすることができる財産がない場合の「滞納処分の停止」のみであります。この「差し押さえ」、「猶予」、「停止」を滞納発生後、早期に見きわめ、それに見合った処分を進めていき、遅くとも原則2年以内には何らかの処分により滞納を完結させることが唯一の基準でございます。

御質問では、篠栗町の徴収方針が大変厳しいと言われておりますが、篠栗町の差し押さえ件数を申し上げますと、平成21年度の300件超をピークに減少傾向となり、平成24年度は66件、平成25年度は2月末時点で51件と大きく減少傾向になっております。このことは差し押さえ等を行う一方で、税務課において口座振替の推進、コンビニ収納の導入など、納期内納付の環境を整備し、また一方では、納税交渉の場において納付勧奨を行い、生活状況を十分に聞き取って、必要であれば納税猶予の制度も活用し、納税者の方が水際で差し押さえ処分を受けないよう努

力を重ねていることでもあります。

また、税務課徴収係及び住民課国保係においては、差し押さえする徴収手法だけでなく、生活状況の改善を積極的にサポートし、納税の後押しを行っております。例えば、納税者の方が多重債務に陥っている場合は、お困りの状況をしっかりと聞き取り、弁護士等の専門家に引き継ぎ、債務整理を進め、納税をしていただいております。また、ファイナンシャルプランナーを相談員として迎え、生活改善に向けたアドバイスや対策を講じ、債務整理だけでなく年金制度の活用、ライフプランの見直し等で納税基盤を整えた上で、納税をしていただくようお願いしております。こういった生活再建による徴収手法により、非常に大きな成果を上げているところでございます。

また、ヤミ金被害者の積極的な解決に向けても努力をしております。貸金業法の改正により収入の総量規制が導入され、正規の業者から借り入れができない方がヤミ金から借り入れを行い、返済を長期にわたって強いられている、いわゆる「ソフトヤミ金」の被害が拡大しております。納税交渉等の場でそういった事実が判明した際は、即時に総務課防犯係と協力して警察機関等への引き継ぎを行っております。今年度は4名の方を引き継いで、全て即日で解決をしております。中には2年間に200万円以上の支払いをされている方もいらっしゃいます。日々、ヤミ金に返済された方も、解決により現在では健全な納期内納付者となっております。こういった取り組みにより、晴れ晴れとしたお顔つきで感謝を伝える来庁される納税者の方も多くいらっしゃいます。私が9月議会のファイナンシャルプランナー相談事業の質問の際にお約束いたしました、腹を割ってお話しただけでしたら、精いっぱいサポートをさせていただくということをしつかりとやっている成果であろうと考えております。

税務課徴収係においては、こうした生活再建を積極的にサポートし、納税原資を確保した上で納税に導く手法を「次世代徴収論」として日々研究を行い、確立していただいております。滞納処分の強化と並行して、本当に払えない方への出口対策もしっかりと行っているわけでございます。本当に困っている方がいらっしゃれば、他人事と考えずに一緒に考えて取り組んでおります。こういった徴収業務を行っている自治体がほかにありますか。

今回の御質問に当たり、議員はしっかりとした事実確認をされましたでしょうか。税務課において徴税業務についてどう考え、どう取り組んでいるかを総合的に検証された上での御質問でございませうか。それでも「とり手の役人」と言い切れま

すでしょうか。

我が町は福岡県から納税成績優良団体として表彰されました。議員は厳しい徴収でこういった成果を上げられたと認識しているようですが、決してそうではありません。当町の徴収職員が債務整理による滞納解消手法を、福岡県を初めとした多くの自治体に対し積極的に講義研修を通じ発信をしております。こういった生活再建型の徴収への取り組みについても大きな評価をいただいていると思っております。

本日も、この議会の場において議員の皆様から多くの貴重な施策を提示いただきました。我々地方自治体は、限られた予算と照らし合わせて、実現可能な施策を展開してまいります。そのためにはしっかりとした自主財源の基盤を築いていかなければならないわけがございます。

地方自治体を取り巻く環境は、この先、非常に不透明であります。国から支払われる依存財源だけに頼っているだけでは、新しい施策の展開だけでなく今まさに展開している施策や行政サービスの継続も危ぶまれる可能性もあり得るわけがございます。自主財源の確保、すなわち安定的な税収の確保は、これからの篠栗町をつくっていくに当たって決して放棄してはならないものであります。

9月の議会でも申し上げましたが、1個人の事例に対し必要に便宜を迫ったり、原課への徴収や事実確認もされないままに一方的に質問もされたりいたしました。税の滞納については、ここにいる議員の皆様にも何かしら相談はあることをごいませう。しかし、皆さんは地方財政の仕組みを理解し、全体の奉仕者としての立場を遵守しておられるわけがございます。議会の場においてこういう御質問があることが非常に私は残念でなりません。このことは他の町からも、この議場にいる議員皆様方が同じ目で見られるおそれがあるということにお気づきになりませうでしょうか。我が町の財政基盤を支えていただいている全ての物を言わぬ納期限納付者の方々に前に、声を大にして言い続けることはできないと思います。

今後、地方自治の原点をもう一度御理解いただき、良識ある議員活動を展開していただくことをお願い申し上げて、1番目、2番目の答弁といたします。

○議長（今泉正敏君） それでは次に、吉村税務課長。

○税務課長（吉村英治君） 3番目の質問についてお答えいたします。

口座振替をされている方で残高不足等の何らかの理由により引き落としができなかった場合は、振替日から3日ほど経過して金融機関より情報が入ります。残高不足等が確認でき次第に、コンビニエンスストアでも納付のできる納付書を兼ねた口座振替の通知書件納付書を口座振替ができなかった全ての納税者の方に送付させて

いただいております。

現在の対応については、極力、督促状が届かないように最善を尽くしており、何ら不十分な点はないと考えますので、今後も以上の対応で継続していきたいと考えております。

篠栗町の口座振替において滞納者のレッテルを張られるということは一切ございませんので、ぜひ多くの納税者の皆さんに口座振替を利用していただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

まず、1問目。

○4番（横山久義君） 町長からるる答弁がございました。答弁を聞いていますと、私の質問の趣旨をちょっと読み違えてあるんじゃないかなというふうにも思っております。

私は、滞納者の便宜を図ってくれということは一言も言っていませんし、またそれはすべきでないと思います。ただ、滞納者もいろいろおられます。悪質な場合もあるでしょうし、ちょっとしたうっかりミスで滞納されるケースもあるわけですから、その中で、町長もいみじくも言われました。徴収を正常に戻したというふうな表現をされました。ということは、今までとはまた違ったいわゆる徴収になったということでしょう。ですから、それはやはり丁寧に、今後はこういうふうに厳しくせざるを得ないということで、例えば広報紙を使って説明するだとか、そういうことをやってほしいということを私は言っているんです。それをやった後で、広報紙でもこういうふうに言っているでしょう。だから、今後厳しくなるんですよということでは、その滞納者も、そうか、今までは大目に見てくれたのか。だから今後はそのように納期限に納めようというふうな気持ちになるんじゃないかなと、そのことを私は申し上げているんです。ですから、今からでも遅くはない。何のために広報紙があるんですか。広報紙を使って、今後はこういう形で厳しくなる。厳しくというのはおかしいけども、本来のいわゆる徴収になりますということをしていろいろなケースを例を挙げて説明されるのも必要じゃないかなということでの質問でございます。そのために漠然とそれを質問してもなかなか難しいだろうから、わかりづらいだろうからということで事例を挙げただけの話であって、この方の便宜を図れとか、そういうことじゃないです。ということもまず申し上げておきたい。

今後、そういう形で、町長も言われたように正常に戻したと言うのであるならば、

いわゆる今までのやり方と違っているわけですから、それは広報紙か何かで知らしめる必要があるということで、それをどういうふうに今後されるのかをまずお聞きしたいと思います。

それから、いわゆる税務課徴収、特に徴収は、当然、法にのっとってやらなきゃいけない。ならば、法律でいけば期限を過ぎると20日後に督促状を出します。督促状が着いてから10日過ぎると差し押さえをしなければいけないということになる。果たしてそれで全部やっているのかどうか。私はそうじゃないんじゃないかと思えます。

それをやってあるんならやってあるで構いませんけども、それだったら私が例を挙げた期日が違います。だから、そこら辺はある程度、町もいろいろと考えてやってあるんじゃないかなと思うんですが、その考え方がまちまちじゃないかなと。相手によってそれが違うんじゃないかなという不信感を抱かれています。だから、そうじゃないということをしつかりとやはり説明をすべきじゃないかなというふうにも思っております。

そして、その法律で言うならば、差し押さえをするには、その滞納額を見合った、それ以上のものを差し押さえるのが原則です。ですから、滞納が例えば100万円あります。保険を差し押さえる、50万円しかないんです。例えばですよ。それだけを差し押さえるということはありません。その方はほかに何もお持ちじゃなかったらそれは仕方ないかもしれない。しかし、ほかにもたくさん例えば不動産だとか銀行の口座だとかある場合は、少なくともその額以上のものを差し押さえるのが私は法にのっとった措置じゃないかなと。ですから、法律に従ってやってあるのかどうか、あるいはまた町独自の基準が今の町長の答弁ではないということですが、法律に従ってやっているということであるならば法律が基準でしょうから、それに従ってやった場合、そういうことが起こるのかどうか、そのことを私は聞いているんです。

それから、最後の税務課長の口座振替ですけども、今、お聞きしますと、口座振替で、当然、滞納、未納がわかります。3日過ぎると、いわゆるまた通知書を出すということですが、その中にこういうケースとわかるわけでしょう。要するに、残高不足という。そのときに残高不足になっていますよと。ですから、そこを確かめて納付くださいということが入っているのかどうか、その点だけ。もし、入ってなかったら、それを入れて説明してあげたらわかる方が多いんじゃないかなと、そういうことを私は質問しているんで、もし入っているんやったら入っているで、それ

を見なかった方がちょっと問題だと思うんですけども、その点だけを課長には答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） それでは、最初の二つは町長でよろしいですかね。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） まず最初の御質問、厳しくしたのであれば、それをちゃんと広報に示すべきではないかというお話でございましたが、厳しくしたのではと私は一言も申し上げておりませんで、正常に戻したというふうに申し上げました。

そういうことで、正常に戻したというようなことをあえて広報に出すということは、それまでが正常じゃなかったということを言っているようなものでございますので、そのようなことを私どもは言うべきではないと思いますし、粛々と正常な事務を行うことでいいのではないかというふうに私はと思いますが、いかがでございましょうか。

2人の事例をお話しされましたが、このお二人の事例等々につきましては、まずこの場でおかしいんじゃないかという御指摘の前に、税務課で、どうしてこれがこういうふうな状況になったのかということは、やはりお聞きいただきたいかったと、そういうふうには思っておるところでございます。また、後ほど個別に税務課のほうにお聞きになれば、ああ、何だ、そういうことだったのかというようなことがわかるのではなかろうかと思っております。

差し押さえに関しては、金額に応じた差し押さえを行っていくわけでございましょうけれども、これについては担当課のほうで適正な事務を行っているということを確認しておるところでございますので、何も間違った事務を行っているわけではないというふうに認識しておりますので、以上で私の答弁は終わります。

○議長（今泉正敏君） 税務課長。

○税務課長（吉村英治君） 口座振替不納通知書に残高不足でしたとの文言が入っているかどうかとの質問でしたが、そういった文言は記載しております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 再々質問どうぞ。

○4番（横山久義君） 町長と私となかなか認識が一致しないんですけども、私が厳しくと言ったのは、納税者、今まで納められた方からの目線で考えた場合ですよ。今までよかったのが、今まで通用したのができなくなった。去年まではそれが当たり前だったのが、ことしになったらもうそんなことはできませんよと言われる、そこに戸惑いがあるというのは、行政は専門家ですよ、皆さん。専門家もミスはする

んです。しかし、専門家でしょう。でも、納税者は素人です。だから、素人の立場でやはり考えてやる必要もあるということを私、言っているんですね。ですから、厳しくなったじゃなく正常に戻したとなれば、それはそれで構わないんですよ。正常に戻してください。だから、正常に戻すのであるならば、当然、今までとは違うわけです、納税者から見るとですよ。ですから、それをやはり説明してやらなければ、広報をする必要がなければここでもいいんです。そういう方が言われてきたときには、今まではこうだったんですけど、こういう方に原則こうなるんですからと。それはもう国の方針がそうですでもいいじゃないですか。そういうことであえてトラブルを起こす必要はないじゃないかと。できるだけトラブルは抑えてやるべきなのも、やはり行政手腕じゃないかなということを私は申し上げているんです。ですから、広報紙に絶対それを載せなさいということじゃないけども、そういう取り組みが窓口でもいい、電話のやりとりでもいい、なされているのかどうかということを実情に考えるべきだと思います。そうしないと、正常化でと、あるいはまた規則に従ってということだけでいきますと、行政は絶対ミスができなくなるんです。

2月22日、新聞に載っていましたが、税務課のミスがね。これについては、本当は町長から、議会の冒頭に説明なりおわびが、町民に向かってあってもしかるべきかなとも思ったんですけども、それは私は行政経験があるからわかる。どんなに注意していても、やはりミスをすることもあるんです。そのとき、今までは申しわけないと言えば、町民の方はわかってくれた。しかし、自分たちのミスは申しわけないで済むのかと。俺たちのミスは取り立てるじゃないかというふうなことにもなっていきかねない。だからそこらでもう少し町民の方とあえてトラブルを起こさないでいい方法があるんならば、それは努力すべきじゃないかなというふうに思っているだけでございます。

それから、差し押さえのことで町長もさらっと交わされましたけども、差し押さえというのは、滞納額以上のものを差し押さえるということが原則ですよ。ですから、それをしないということ自体、私はおかしいんじゃないかということを行っているんです。

逆に、余り事例を言うといけないけど、この方も、なぜ不動産を差し押さえしないんだらうか。もっともっと価値はあるのにというふうなことを言われます。私もそうだなと思うんですよ。ですから、なぜ半分ぐらいしかならない生命保険をあえて差し押さえするのかということなんです。ですから、差し押さえるなら抑えるで、法律にのっとって額面以上のものを差し押さえるような方向で徹底をしてもら

いたいと、逆にですよ。だから、そういうことを私は申し上げているんです。そこが違うんだということを、それをやはり今後考えてもらわないといけませんよということを私は申し上げているんです。だから、その点、もし答えられたらお答え願いたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） 2月22日の件は、済みません、私、予算審査の場で皆様方におわびしようと思っておりましたが、済みません、本会議場で本来すべきであったと思います。失礼いたしました。

あくまで今のお話の中で、私どもは、正常に行っているということでございますので、この場で正常に納期内納付を原則として行っていくということをやっているということだけ申し上げておきたいと思っております。

差し押さえにつきましては、その事案がどういうものであるか、今、お聞きした中では、はっきりと申しかねますので、原則どおり行っているということで、もう少し担当課も含めて事例を詳しく教えていただければ、今後の参考にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） じゃあ終わりますね。

次に参りますが、11時過ぎましたので、10分、休憩時間を入れます。

11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（今泉正敏君） それでは、本会議を再開いたします。

質問順位3番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） 議席番号2番、飯田でございます。改めまして、特定健診の受診率について一般質問させていただきます。

平成20年度から、各医療保険者に義務づけられた特定健診が始まり、本年度で6年目を迎えました。特定健診の受診率は、平成21年度31.6%、22年度31.8%、23年度31.8%、24年度30.8%、平成25年度の実績はまだ集計されていないでしょうが、31%前後と、受診率は余り伸びていないようです。健康課としては、受診率向上に向けて何か取り組んでおられるでしょうか。また、昨年より、特定健診・がん検診の予約がコールセンターでの予約受け付けとなりました。これまでオアシスで行われていたため予約の電話が混み合い、通常の業務にまで支障が出ていると聞きました。受付業務を健診業者に委託されたことにより、

仕事に対する負担が軽減されたと思われませんが、軽減された分、新たな取り組みがなされていればお聞かせください。

次に、オアシス篠栗健康課では、特定健診の結果説明会で保健師や管理栄養士の方により、健康アドバイスが行われております。特定健診において高血圧や高血糖などの生活習慣病は早期に発見し、生活習慣を改善すれば医療費の削減につながることは言うまでもありません。

がん検診の場合、異常が見つかり、もしもがんと診断され治療を行う場合、セカンドオピニオンが必要だと思うかと聞いたところ、必要と思うとする者の割合が81.5%というデータがあります。最近ではテレビや新聞等でセカンドオピニオンの重要性が広く報道されております。健康課にも患者さんに合った病院の紹介、またはセカンドオピニオンが求めやすくなるように、医療機関に詳しい専門の相談員、医療コーディネーターを配置してはどうでしょうか。

医療コーディネーターは、患者さんやその御家族が病気で悩んだとき、少しでも後悔しない方法を選ばれるようサポートする医療の専門家です。医療情報に詳しく、医療とのコミュニケーションに長け、そして何よりも患者の視点で相談に乗ることができる看護師ならではのサービスです。

病気が複雑化した現代では、治療すればもとどおりの体に戻るというわけでは必ずしもありません。もちろん医師は病気を直すために一番効果のある方法を薦めるものですが、それが万全でない以上、患者さん本人が納得して治療を選ぶことが重要になってきます。より適した治療法を患者自身が選択できるようになれば、病気が治癒するのも早まり、結果的に医療費の削減につながるのではないのでしょうか。

平成25年度より税務課におきましてファイナンシャルプランナーを納税相談員と契約され、税収アップにかなり成果が上がっております。医療コーディネーターとファイナンシャルプランナーを同じ物差しで考えるのは難しいかもしれませんが、住民サービスの向上の観点からすれば同じことと言えます。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 飯田議員の御質問に、まず特定健診などの受診率向上のための取り組みはということで御質問いただきました。これについてまず答弁してまいります。篠栗町の特定健診受診率は今、年次を追って御指摘いただきましたが、平成20年度から31%前後を推移している状況でございます。福岡県平均の受診

率は上回っておりますが、国の目標値である60%には及ばないところでございます。

受診率向上に向けての取り組みといたしましては、これまで広報やチラシを利用した周知活動や電話での受診勧奨に取り組んできました。平成25年度にはコールセンターでの予約の受け付けを開始したことで、土曜日を含む申し込みが可能となったことや期間中スムーズに受け付けることができるようになりました。その結果、これまでの事務事業の見直しやさらなる事業への取り組みができるようになり、町内商店などへのポスターの掲載依頼やオアシス、クリエイトでの各教室、サークル活動時など、町民の皆さんが集まる場での周知活動を実施しているところでございます。

また、新たな取り組みといたしましては、未受診者宅への訪問による受診勧奨を行い、今後の受診率向上に向け、少しですが、手応えを感じているところでございます。

未受診者が特定健診を受けない理由といたしましては、現在、病院にかかっているから、あるいは元気だから、また忙しいからなどが見られます。治療している方も元気な方も、健診を毎年受け続けることが生活習慣病の予防、改善や重症な病気への発症予防につながります。今後も町民のニーズをとらえ、受診しやすい環境を整えるとともに、受診率向上に向けて特定健診の受診勧奨に力を入れてまいります。

次の御質問で、医療コーディネーターの配置についてという御質問でございました。

福岡県では、質の高いがん医療を受けることができるように、その拠点となる医療機関として九州大学病院や福岡東医療センターなど18カ所のがん拠点の病院が整備されております。がん拠点病院には、がん相談支援センターが設置されておまして、がん専門相談員として研修を受けた看護師や医療ソーシャルワーカーが、がん治療を受ける上での不安や悩み、療養生活のことやセカンドオピニオンに関する相談等の窓口となっております。

御本人や御家族、地域の方など、どなたでも無料で利用することができます。また、町民の方の身近な相談窓口としては、現在、健康課で平日の午前中に実施しております健康相談がございます。健康相談は、保健師が健康に関する相談に個別に対応しておまして、必要に応じてセカンドオピニオンが可能な病院の紹介やがん支援相談センターにつなぐこともできます。議員のおっしゃる医療コーディネーターのようながん専門の相談員を町に配置することは現段階では難しく、保健師が住

民の方の身近な相談者として対応いたしますので、健康相談をこれまで以上に活用いただければと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

飯田議員、どうぞ。

○2番（飯田浩二君） 特定健診の受けない理由を今、挙げられました。どうしてもオアシスとかで受診となると、決められた場所と指定された日時でしか受診できないので、やはり忙しいや面倒くさいとって敬遠されています。せっかく受診勧奨されるのであれば、かかりつけの病院や近くの医療機関での受診を全面的に進められてはどうでしょうか。

また、受診結果の結果説明会も決められた日時で、どうしてもその日時が合わないときもあります。受診結果を医療機関から直接、町に連絡していただければ受診率の向上につながってくると思います。医療機関との連携をどのように考えておられますでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 健康課長、どうぞ。

○健康課長（黒瀬英三君） まず、1点目の件でございます。

集団健診に加えて個別健診を今のところ受診できるようにしております。その結果、医療機関と受診の時間を調整していただき、個別健診等も実施しております。

それから、医療機関との連携でございます。

医療機関との連携につきましては、毎年、町内の医療機関にお越しいただきまして、医師会・歯科医師会連絡協議会の調整会議を例年開いており、その中で特定健診の受診率に向けて医療機関のかかりつけ医として先生方に受診勧奨のお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 課長、今の質問は、直接医療機関からできないかという質問があったんですが、それができるかできないかだけでもいいです。

飯田議員、先ほどの質問ですね、健診をいわゆるオアシスで受けた場合と医療機関で受けた場合がありますよね。今の質問はオアシスで受けた分を直接何かそういうデータが欲しいという質問ですか。そこをはっきりしておかんと、課長も答弁ができんと思うんですが。

○2番（飯田浩二君） 一つ目、どっちでもとられるかと思いますが、一つ目ののは、オアシスにわざわざ聞きにいかなくて、直接医院もということを書いて、あと二つ

目というか、受けたってということが町のほうに連絡が行かなければ、受診率が上がったことにならないように聞いたんですよね。病院で健康診断を受けても、それがかかりつけの病院に患者さんが医療機関で健康診断をしたことを町に報告というか、そういうのができれば。

○議長（今泉正敏君） それができればいわゆる連携という意味ですね。

○2番（飯田浩二君） そうですね。どっちもその連絡が今は健康課のほうから病院にどのようになっていますかと聞かんことには連絡は来ないけども、それを直接、健康課から病院に尋ねなくても、病院のほうからも来るようにというふうな感じで。

○議長（今泉正敏君） 質問の意図はわかりましたか。

課長、どうぞ。

○健康課長（黒瀬英三君） 病院で個別健診、特定健診を受けられた場合、請求に関しましては連合会を通してリアルタイムに町のほうには数字的には上がってきませんけれども、連合会を通して受診者、その件数等は連絡は来ております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それともう一つ、直接説明いただけないかという質問。

○健康課長（黒瀬英三君） 特定保健指導につきましては、先ほど飯田議員のほうからございましたとおり、日にちを指定して来ていただくようにしております。そうした場合、どうしても一方的な期日指定になっておりますので、こられない場合に関しましては、こちらのほうから連絡をとって、再度、個別的に保健指導は行っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） よろしいですか。再々質問ございますか。

もう1問目は終わられますか。

じゃあ、2問目の再質問、どうぞ。

○2番（飯田浩二君） 平日の午前中に行われている健康相談の利用状況はどのようになっていますか。それだけ簡単でいいですけど、答えていただきたい。2問目です。

○議長（今泉正敏君） ちょっと質問が聞こえなかったとですが。

○2番（飯田浩二君） 身近な相談窓口として、現在、健康課で平日の午前中に実施しております健康相談がありますとあります。その健康相談の実施状況、どのくらいされているか、具体的に。

○議長（今泉正敏君） 課長、どうぞ。

○健康課長（黒瀬英三君） 健康相談の件数についてお答えいたします。

相談は毎日午前中行っており、保健師による健康相談、それから育児、母子心の相談で月に200件。また、件数は少数でかなり少ないんですけども、管理栄養士による栄養相談も受けております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再々質問ございますか。

いいですか、終わります。

それでは、次に参ります。

質問順位4番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠でございます。観光の推進について（農産物加工の拠点・グループづくりの育成と支援を）というタイトルで、今年の12月議会に引き続き質問をいたします。

観光の推進についての町長答弁において、篠栗ブランドの土産品開発、商品化については、篠栗産コンニャクイモを使ったブランド商品の開発、地元の農産物を使ったブランド商品を観光協会や地元業者、地域住民と一緒に考えたい。また、観光の人づくりについては、地域ぐるみの組織、観光づくりプラットフォームの立ち上げが必要と答弁をいただいております。

農産物加工グループ「ささの会」は長年にわたり活動をされてきましたが、その中でいろんなイベントに地元でとれた農産加工品を販売されてきております。町内はもとより町外の方にも大変喜ばれております。このささの会は、ことしの3月限りで解散されるということでございます。非常に残念に思っております。この解散された主な理由はどのようなことですか、お尋ねいたします。

次に、農産物のブランド化には女性の協力が必要不可欠でございます。女性による「味噌作りの会」が新たに立ち上げられると聞いております。グループの概要をお尋ねいたします。

今後の観光については篠栗町観光協会も一般社団法人化され、関係者は大きな期待を寄せているところであります。観光を推進するためにも、篠栗ならではのブランドが開発されることは大変喜ばしいことであります。今後、味噌作りの会だけにとどまらず、多くのグループによる篠栗ブランドの商品化が待たれるところでございます。今後の取り組みと支援体制をお尋ねいたします。

農産品加工グループはJA粕屋の施設を使用していましたが、この施設は建築後かなりの年月がたっておりまして、老朽化しております。施設を利用するに当たっ

て、J A粕屋の今後の方針が定かでないのは不安であるとの声も聞いております。農産物ブランド化を進めるために、将来を見据え、多くのグループを結成し、活動を拡大していく必要がございます。そのためにもこの施設の継続的使用や改築等の課題があるわけですが、J A粕屋との協議を進め、安心して使用できる篠栗ブランド製造の拠点づくりと農産品加工グループの育成を図るべきだと考えております。町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、大楠議員の観光の推進についてということで、農産物加工の拠点グループづくりの育成と支援をという御質問をいただきました。

最初に、農産加工グループ「ささの会」の解散の主な理由についてでございますが、当グループは昭和59年4月に粕屋農業協同組合の婦人部の会員で、篠栗産みその生産と販売を目的に活動を開始いたしました。現在は7名の会員で山王区にある粕屋農業協同組合の農産加工場でみそや漬け物の製造・販売を行っております。

生産されたみそは「大師味噌」として人気商品となり、同じく「ささの会」で生産される漬け物や塩麴等とともに、個人への販売はもとより観光土産品や各種イベント会場において人気の商品となっております。また、平成17年度からは、町の小中学校の給食で使うみその全量を供給し、現在は粕屋町給食センターへの納品も開始されており、子供たちの健康や地産地消の推進に大きな役割を担っていただいております。

しかしながら、みそづくりは重労働を伴う作業であるため、高齢となられた会員の方々には身体的負担が課題となってきておりました。そこで、ささの会の総意として、平成26年3月をもって解散することを決定されたものであります。

次に、新たな「味噌作りの会」の概要でございますが、構成メンバーは篠栗町在住の粕屋農業協同組合の婦人部の方々でありまして、立ち上げのきっかけは町内の各小中学校の栄養士、粕屋農業協同組合、新規就農者、農業委員会、商工会、仲卸業者及び役場の関係部署で構成されております食育会議、この会議それぞれの立場から学校給食の安全な食材の確保を主な議題として不定期に開催しているものでございます。この食育会議におきまして、「ささの会」の解散により、これまで学校給食に供給されてきた大師味噌がなくなってしまうことが問題となったことでもあります。そして、その構成メンバーのうちから引き続き安全でおいしい篠栗産のみそ

を子供たちに提供したいとの熱意が新しい女性のグループとして実を結んだものがあります。

この新組織は、当面、学校給食への篠栗産みそを供給することを第1目標とし、準備を進めているところであります。平成26年4月に正式に発足する予定でございます。町といたしましても、粕屋農業協同組合と密接に連携しながら継続的に支援を行うこととしております。また、今後、経営が安定すれば、ささの会のように、みそ以外の商品開発への取り組みにも期待をするところでございます。

そして、篠栗ブランドの商品化についてであります。町の基本的な考え方といたしまして、地域の総合力を結集した取り組みが重要であると考えております。そのためには、商品開発の初期の段階から、農林業や商工・観光等各分野で知恵を集めて、一つのアイデアを体系的に具体化することが重要であろうと考えております。現在、観光協会を軸にその基盤整備を進めているところであります。今後は篠栗ブランドの商品化を目指す多くのグループが知恵を出し合い、その役割ごとに活躍の場をつくっていくことで、そして、これに対し町は各組織の連携や各種の支援を十分に行うことが重要であると考えております。

最後に、粕屋農業協同組合の農産加工場についてでございます。

新しい「味噌作りの会」も山王区にある農産加工場を使用することで交渉が進められているところであります。この施設は、昭和59年4月にタケノコ缶詰工場として建設されたもので、現在はみそづくりのほか、農協の倉庫としても利用されております。この施設の老朽化の問題については、新しいみそづくりグループからもただいま御質問がありました同様の意見が出ておりまして、町としても、食品の衛生面、利用者の安全面などが十分確保できるよう、今後も粕屋農協と密接に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

どうぞ。

○5番（大楠英志君） 篠栗町ささの会の解散の理由は、町長の説明でわかりました。長年の活動に敬意を表したいと思えます。

また、新しい食育会議において女性のグループが誕生したということでございますが、御支援とか御相談に乗っていただきまして、さらに発展することを祈念いたしておる次第でございます。

また、観光協会の話が出ましたが、これはちょっと答弁をいただきたいのですが、

先月2月25日に篠栗町観光審議会が開催され、私も委員として出席をいたしました。大変活発な意見が出されております。三浦町長が町長に就任されて以来、観光について町長の熱い思いが皆さん方に伝わっているのではなかろうかと思っております。

町の観光に対する姿勢で町民は大きく観光に対しての意識が左右されるわけがございます。現在、篠栗町の中で多くの人たちが篠栗町の観光の活性化のために汗を流しておられるわけがございます。取り上げれば、森林セラピーガイドの会の篠栗森の風、地域のまちづくりの会のグループ、それから萩尾分校で行われております、これは青年たちが主に実行委員なんですが、カレーフェスタ、それから城戸土産店でいろんなアイデアを出されておりますKさん、ほかにも多くの皆さんが活躍されております。こういう活躍されております多くの相互の情報の共有や連携をされて、これが行動につながれば大きな力を発揮されるのではないかと考えております。同じ思いをする皆さんのネットワークづくりが必要ではないかと考えております。これに町長の考えを尋ねたいと思います。

それと、先ほどのJAの老朽化の施設については、篠栗町からもいろんなJAに対しては支援、協力をしておりますので、ぜひこの施設が継続して使われますよう、また、快適な施設として使われますように町と農協との協議を進めていただきたいと思います。それも答弁がいただければ、よろしくお願いたします。

○議長（今泉正敏君） 2問目は要望でいいですか。

○5番（大楠英志君） はい。

○議長（今泉正敏君） グループのネットワークはちょっとエリア外になるわけですが、いいですか、答弁いただけますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） エリア外とおっしゃいましたけれども、ネットワークづくり、今、御質問がありました。観光審議会の中でもいろいろ活発な意見交流ができましたけれども、余り役場がしゃくし定規に会議室に集めてネットワーク会議をしますとか、交流会をしますとか言っても、こういうのはなかなか盛り上がらないものでございまして、今おっしゃったような皆様方とは私自身がフェイスブックで交流関係を持っておりまして、そういういろんな情報については発信をいただいております。そして私どもが行政としてかかわるべきと判断したときには、担当課に指示をしながら、これはこういう取り組みがあるから、一緒にやっというふうなことをこちらから投げかけているようなところでございます。できるだけ自主的な活動

のネットワークにこそ継続性が出てくると思いますので、そういうふうな思いで当面はそれぞれの活動の自主的な動きを尊重しながら、私どもも精いっぱいお手伝いしていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（今泉正敏君）　終わられますか。
- 5番（大楠英志君）　終わります。
- 議長（今泉正敏君）　それでは、次に参ります。

質問順位5番、荒牧泰範議員。

- 12番（荒牧泰範君）　議席番号12番、荒牧でございます。町に活力を得る施策を求めるということで、町長に質問申し上げます。

テレビ企画で住みたい町No.1に選ばれ、住民の一人としても大変喜んでおります。しかし、本当に選んでいただいているのかというのを調べてみますと、10年前に比べ、確かに人口が1,000人ほど増加しておりますが、内訳は高齢者比率が4.5%増加し、15才未満比率が1.1%減少しております。この数値から見ますと、旧来からお住まいの方々が元気に長生きされたことによる人口増で、子供を持つ働き盛りの流入がほとんどないと考えられます。

前回の質問でも申しましたが、町の活力源は子供たちであり、いかにふやすかが町の将来を左右すると思えます。粕屋町では「こども館」を建設し、子育て支援に一層努力をされるようですが、雇用条件が整った福岡市に近い粕屋町よりも上のサービスを提供しなければ居住地として選ばれないと考えますが、なお一層の出産育児支援と、東西のみでなく南北アクセスのインフラ整備など、今やらなくては活力ある町の将来が見えてこないと思えますが、いかがでしょうか。一時的な人口稼ぎのために転入者への家賃減額などは不公平感を生みますし、決して将来のためにはなると思いませんので、実効力のある施策で本当に住みたいまちづくりの実現を願います。

以上、町長にお尋ね申し上げます。

- 議長（今泉正敏君）　それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

- 町長（三浦正君）　それでは、荒牧議員の町に活力を得る施策を求めるという御質問にお答えいたします。

冒頭おっしゃった人口に関する数値につきまして少し補足いたしますと、比較に用いられた平成16年3月末時点の町の総人口が3万738人、年齢3区分人口と

構成比では、15歳未満が5,346人で17.39%、同様に、15歳から65歳までは2万696人で67.33%、65歳以上が4,696人で15.28%となっております。

そして、昨年3月末時点の総人口は3万1,621人、これは正直なところと言いましょか、正確には外国人を含む人口に変わっておりますので、9年間で約800人程度の増加と考えられます。

国の数値と比較すると年少人口、生産年齢人口の構成比は、どちらも国の数値よりは上回っておりますが、そしてまた逆に老年人口の構成比は低い状況でございますけれども、まだまだ若い人たちが多いた町と言えわけですが、少子高齢化の波は確実に押し寄せてきております。

町がこれまであらゆる機会を通じて申し上げ、また平成25年度からスタートいたした第5次篠栗町総合計画においても、まちづくりの方向性の中に記載しているとおり、今後は生産年齢人口の中核を形成する20代から40代の年齢層の増加を図り、少子高齢化の進行を防ぎ、町の活力が推進できるまちづくりを進める必要がございます。そのための方策を体系立てて定めたものが第5次篠栗町総合計画でありますので、この計画の実現に向けた取り組みを粛々と進めていくことこそが、町に活力を得ることにつながるものと考えております。

御質問の中に粕屋町の「こども館」建設のお話ございましたが、粕屋町には、現在、児童館がなく、児童館と子育て支援センターの機能をあわせ持つものを建設しようということで、26年度予算に設計委託費を1,000万円計上したと新聞報道ございました。場所や詳細は今後決定するというところでございます。

本町では、小学校の校区ごとに計三つの児童館を昭和52年から順次建設し、早い時期から運用を行っていることから、これまでも近隣の自治体から児童館の運用等に関するお問い合わせ等を受けてきている状況でございます。もちろん粕屋町からも今回の取り組みに至る過程でいろいろお問い合わせをいただいているところでございます。

また、本町における子育て支援策につきましては、昨年10月に学識経験者、児童の保護者、関連施設の代表者等で構成する篠栗町子ども・子育て支援会議を設置いたしまして、「子ども・子育て関連3法に基づく平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に対応する新たな事業計画の策定に着手いたしまして、各種子育て支援事業の充実を図るための取り組みをスタートいたしております。

インフラ整備、住宅地開発、産業誘致等に関しましては、それらの前提となる土

土地利用の方針、市街地整備の方針、交通施設の整備方針等を定める篠栗町都市計画マスタープランの改定を平成25年度、26年度の2カ年をかけて進めております。まちづくりは継続して行うもの、そしてその近道は存在しないと考えております。対症療法的な施策も時と場合によっては実施しなければならないこともあるのかもしれませんが、現在の篠栗町がそのような状況であるとは思っておりません。

繰り返しになりますが、第5次篠栗町総合計画の施策を実現させる取り組みを何としてもやり遂げるという信念を持って、今後も残り4年間進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

どうぞ。

○12番（荒牧泰範君） 町長、僕の質問が短くて舌足らずだったのかもしれませんが。例えば、今議会冒頭の施政方針演説の中で、コンニャクイモを栽培して、農業、産業の底辺を上げようとか、元気もん調査の結果を踏まえて、なお一層、長寿、健康な町をつくる、また、道標（まちしるべ）を示して、わかりやすく、参画しやすい町をつくる、非常に次の一手としてはすばらしい施策だなと思うんですが、私がお尋ねしているのは、一步のその先、5歩目、10歩先で、例えば、今みたいにアベノミクスがうまくいけばいいですが、また国・県がお金がなくなったというときに、やれ合併しろ、道州制を敷けというような時代も必ず来ると思うんです。そのときに今のまま合併すると、多分、想定されるエリアの中からすると篠栗町はちょっと外れになるんで、いよいよ新しい自治体の中心部から遠のくと思うんですよね。ですから、その前に南北幹線つくって、新宮、久山、須恵あたりと道を大きく開いておく必要がある。ただ、そのためには、多分、JRをオーバーかアンダーでやるとすると莫大なお金がかかる。そのために今のうちから南北幹線基金として10億円なのか20億円なのか、そこを見据えて組んでいこうという、そういう施策がないのか。

また、子供にしても、今現在、子供をお持ちの御家庭の教育費がたしか低所得者層の給与に占める35%ほどであるという発表があっておりましたが、そうなる、これは将来、私立の高校、大学へ行こうとなったときになかなか大きなお金が要るので、親御さんたちは今、苦しい生活の中から500円でも、1,000円でも積み立てしようかというときに、例えば町が入学準備基金なるものなどを積んであげて、そのときに入学の振込用紙だとか制服の購入の領収証などを提示いただいた

ら、そこで一定額、15年後のお支払いしましょうとかいう制度を今のうちからつくっておくべきじゃないか。そういう5歩先、10歩先の施策が道をつくるためにはマスタープランを変更しなくちゃいけないことは私も十分存じ上げております。ただ、その前に政治家町長としてこういう道をつくってみたいので、こういう夢の基金をさきに組んでおきたいんだよというのには誰も反対しないと思うんで、そのあたりの5歩、10歩先のが何かございませんかというお尋ねだったんですが、もし今お答えできる分があれば、よろしくお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） こちらも答弁が舌足らずで失礼いたしました。都市計画マスタープランの改定というのは、まさにその辺のところの原資を得るための政策でございまして、要は、都市計画区域内でのこれからの色分けの変更というのはなかなか難しいところでございますが、都市計画区域外に地区計画を張っていく際に、これは都市計画マスタープランの改定によって、文言としてこの地域にはこういうゾーンをつくっていきたい、この地域にはこんなものをつくっていきたいというのが考え方として折り込んでおかないと、いざ地区計画を張っていくときには、それが有効性を持たないことになります。

そうした意味から、この26年度までに都市計画区域外の例えば碎石場跡地であったり、九州大学演習林の南側の土地があったりとかいうようなところがありますので、そういうところについては、あるいは国道201号線の沿道沿いについては、今はもう更地で野積みになる資材置き場しか使えませんが、今後はもう少し用途を緩めて、いろいろ使えるようなゾーンにしていききたいみたいな旨の言葉を折り込んだ都市計画マスタープランの改定をしていく。その後地区計画を折り込んでいくことによって、建物が建ったり、固定資産の税収がふえたりというような流れになっていく見込みと考えております。

まさにそういうふうな流れで進めていこうと思うわけですが、そうした場合に、例えば直接税収が10億円ふえたと仮定した場合に、当然のことながら、地方交付税は減額されるわけですが、基本的に大体75%程度の減額の割合になります。つまり直接税収を10億円ふやせば、2億5,000万円はプラスに入ってくるというふうなところでございます。そういうものが実現できたあかつきに、今、議員のおっしゃったような、いろんな夢のある資源として、それをしっかりとつくっていく、そういう手順を私としては組んでいききたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） はい、どうぞ。

○12番（荒牧泰範君） 一つ確認ですが、今の町長の思いとしては、やっぱり将来を見越して南北幹線を必ずつくっておかなくちゃいけないんだという思いが今現在お持ちなのかどうかだけ最後に一言お尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） もうちょっと勉強します。南北幹線、なかなか難しいですよ、ねと思っはいます。どこからどう線を引くか。かつてつくった都市計画マスタープラン上の南北幹線は、これについてはこの前の件の都計審で廃止ということをお承いただきました。どこにどうつくっていくかというのは大変難しいことであろうかと思っはいますので、これについては私どもの町内のいろんな地形、それから住宅地の状況等々も考えながら、今後考えていかなければいけないものであると思っはいます。あるにこしたことは絶対ないと思っはしております。だけど、今やりますってなかなか言えないんじゃないかと思っはしております。いいましようかね。やります。

都市計画区域外の調整地の地区計画を張るという際の前段としての都市計画マスタープランの改定でございますので、答弁に誤りがありましたことをおわびいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、最後になります。質問順位6番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。最後でございますので、元気よくいきたいと思っはいます。

長引く景気低迷の中で、一部に変化の兆しは見えるものの、中小企業、また小規模事業者は、その影響を受け厳しい経営状況にあります。中小企業庁は、「中小企業の受注確保に関する法律」に基づき、各地方公共団体に対し中小企業の受注機会増大を求めています。篠栗町においては、そのほとんどが中小企業・小規模事業者であり、その経営状況は他聞に漏れず厳しいものがあります。

そこで、地元事業者の育成による地域振興という観点から、5項目質問をいたします。

①中小企業庁は、平成25年度の中小企業・小規模事業者向け契約目標比率を56.6%として、官公需についての中小企業事業者の受注確保に関する法律第7条に基づき、市町村にも求めています。我が町の実績はどのくらいでしょうか。

②工事入札や物品購入において、町内業者を優先的に参加させる等の取り組みを

なされていますでしょうか。

③物品購入等を財政課で一元管理して経費削減に効果が上がっていますが、その一方で、地元業者が受注機会を失っているということはありませんか。

④住民税等の効果を考えれば、町内業者が多少高額であっても、その差額が埋められるということもあるのではないかと考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

⑤地元業者への優遇措置は短期的には地域経済の下支え、中長期的には地元企業の育成から地域振興につながっていくもので、その意味では、町内業者向けの事業創出も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、村瀬議員の御質問にお答えいたします。

今、議員がお話しになりましたように、やっとアベノミクスの効果が地方にも届くようになってきたようだというところでございまして、地元業者の中にも厳しい経営状況にある方々も多くいまだにいらっしゃると認識しております。町といたしましても、地元業者を優先し入札等を実施は、これは行っているところでございます。

それでは、「地域振興による観点からの地元事業者の育成について」との御質問5項目について、順次お答えいたします。

まず、1番目の中小企業庁の中小企業小規模事業向け契約目標比率56.6%に対し、篠栗町の実績はどのくらいかについてお答えいたします。

少し意味合いが異なりますが、24年度と本年度、現在までの町内業者の受注額でお答えいたします。

まずは、消耗品、備品、印刷製本費、食糧費、修繕料、手数料等の物品費につきましても、24年度は61%、25年度が67%。工事費につきましても、24年度50%、25年度82%。委託料につきましても、24年度が48%、25年度が41%となっております。委託料の比率が低い原因は、多額の費用のかかる電算システム等の委託業務に請負可能な町内業者がいないためでございます。合計の受注額は、24年度で51%、25年度は56%となっております。

入札案件に限定いたしますと、物品費では、24年度に24%、25年度12%、工事費では、24年度44%、25年度67%、測量・建設コンサルタント等の委

託料では、24年度10%、25年度4%で、合計では、24年度が42%、25年度は54%となっております。

次に、「工事入札や物品購入等において、町内業者を優先的に参加させる等の取り組みはなされているか」につきましては、冒頭でも申し上げましたが、取り扱い物品等により該当の業者がない場合や町の指名業者登録等がなされていない場合を除きましては、全て町内業者を優先して指名、選定いたしております。

3番目の「物品購入等を財政課で一元管理することで、地元業者が受注機会を失うことはないか」との御質問でございますが、確かに物品を一括で単価契約するものでございますが、その見積書の提出機会を奪うものではございません。その他の物品につきましては、以前から3万円以上は合い見積もりが必要であり、財政課で一旦、一元管理になったことで対応を変えたわけではございません。経費削減の効果は、物品を一元管理することで無駄をなくしたことが大きな要因であると考えております。

四つ目の住民税等の効果を考えれば、町内業者が多少高額でもその差額は埋められることもあるのではないかと御質問にお答えいたします。

確かに、住民税等の税収増はあるかもしれません。しかし、篠栗町民皆様からお預かりした大切な税金でございます。健全とはいえ、厳しい財政状況に変わりが無い本町におきましては、その使い道は精査して行わなければならないと考えております。

最後に、町内業者向けの事業の創出の必要性につきましてお答えいたします。

確かに地元業者の育成は、地域の振興につながるものと考えております。とはいっても、前の問いでも申し上げましたように、厳しい財政状況に変わりのない現在におきましては、事業ありきで実施することはできません。事業の創出は、その有用性、費用対効果を十分に検討いたしまして実施してまいります。

その事業におきましては、町内業者を優先して実施するよう十分考慮いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○1番（村瀬敬太郎君） これは関連にひよっとしたらなるのかもしれませんが、最近、物価が非常に上昇しております。原材料、工賃とも値上がり率がすごく、また中小企業であります町内業者、これは小口取引しかできないわけですが、一部に大口取引の設計単価が入っておって、ちょっと厳しいものがあるとの声があ

ります。この機会にその精査見直しをする考えというものはありますでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 町内業者各方面の皆様方から、建設業、土木業、水道関係の工事業者等から年初の御挨拶をいただきましたときに、今、議員の御指摘がありましたような非常に厳しい状況であるという旨の訴えをお聞きしておるところでございます。そうしたことから、これまで予定価格の算定につきましても、なかなか私どもも厳しくしておるところではございましたけれども、しっかりとその正当性を評価しながら、今後はまた価格の決定についても考慮してまいりたいと思っております。

その小口取引、大口取引の単価のずれとかいうことにつきまして御指摘がありました分は、担当課のほうでもう一度精査しながら、今後の金額策定に生かしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再々質問ございますか。

はい、どうぞ。

○1番（村瀬敬太郎君） 町内業者は町のために一生懸命、役に立ちたいと思って頑張っております。その気持ちをおくみ取りいただきまして、できる限り、町内業者に仕事を任せたいと、こういうことを強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもって散会いたします。

散会 午後0時08分